

厚生労働省群馬労働局発表
令和3年10月29日

担 当	【照会先】
	雇用環境・均等室
	室長 篠田 幸一
	室長補佐 庭山 たくみ (電話) 027-896-4739

報道関係者 各位

育児・介護休業法が改正されます！

～ 11月1日に特別相談窓口を設置 ～

○育児・介護休業法が改正され、個別周知の義務化や産後パパ育休制度の創設などが、令和4年4月1日から3段階で施行されます。

<改正内容の概要>

1 雇用環境整備、個別の周知等の措置の義務化 **令和4年4月1日施行**

- (1) 育児休業に関する研修や、相談体制の整備等の措置
- (2) 妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知、意向確認の措置

2 有期雇用労働者の育児・介護休業要件の緩和 **令和4年4月1日施行**

「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件を撤廃

3 産後パパ育休の創設など **令和4年10月1日施行**

- (1) 産後パパ育休（出生後8週間以内に4週間まで取得可、分割して2回取得可）
- (2) 育児休業の分割取得など（分割して2回取得可、特別な事情がある場合の1歳を超える育児休業開始日の柔軟化など）

4 育児休業取得状況の公表の義務化 **令和5年4月1日施行**

従業員数1,000人超えの企業は、育児休業取得状況を年1回公表

○特別相談窓口を設置します

群馬労働局（局長 丸山 陽一）では、法の改正内容を始めとする育児休業制度等に関する相談に対応します。中小企業を含む事業主の方からの相談はもちろんのこと、男女労働者からの相談も受け付けます。

○説明会を開催します

改正法の円滑な施行に向け、令和3年11月以降、順次、説明会を開催し、事業主が講ずべき措置の説明や、育児・介護休業規程の改定ポイント等をご説明します。